

令和6年4月より天伯校区市民館の営利団体・法人・個人事業者による地域住民の文化振興・社会福祉増進に関する活動は使用可能になります。ただし、商品の販売・紹介などの文化活動を伴わない営利活動には使用できません。

4月より天伯校区市民館の利用をわかりやすくする為、例をいくつか紹介します。

○市民館内の利用について **敷地内禁煙です 館内での喫煙はお断りしています**

天伯校区内の自治会団体・天伯校区内の営利目的ではない自主グループの利用は2ヶ月前申請が可能になります

館内での食事は実習室のみとします ※水分補給は可能です。必ず水分補給はするようにお願い致します

児童クラブについては児童研修室での昼食を許可します

利用するかしないか確定がしていない申請はできません

営利目的での利用につきましては和室・集会室のみの利用です ※商品の販売などはできません

- 例) 雨天だった場合は利用するが晴天であった場合は利用しない ←× 利用しない可能性がある場合は申請できません
- 利用人数が多そうな日のみもう1部屋利用 ←× 必要な部屋のみを申請して下さい
- 30人以下で大部屋を2部屋利用 ←× 1部屋で入れる場合は1部屋でお願いします
- 申請が遅れたが人数が多いので大きい部屋を使いたい ←× 営利団体利用申請済の場合、部屋の移動は出来ません
- 営利団体だが支払いを市民館でしたい ←× 空き状況を確認後、市民協働推進課でお願いします
- 和室・集会室で昼食をとり、そのまま会議・練習をする ←× 実習室を利用するか館外での昼食をお願いします
- 保護者の会議に使用し子供達は体育館・運動場で活動 ←○ 館内を出る際は必ず電気等を消し施錠をして下さい
- 図書室の本を和室で読み聞かせに利用したい ←△ スタッフ在館中は許可を取り利用できますが不在時の利用はできないため前もって貸出をご利用下さい
- 子供のみ(小中高学生)で図書室以外の申請をしたい ←× 保護者申請・鍵等管理と保護者監督が必要です

※自治会・市民館行事については市民館運営委員会の判断・許可で全室を利用すること・飲食も可能とします 天伯校区市民館

○市民館駐車場（館前・道路沿い・北）の利用について

館内利用者の駐車目的以外での利用はできません

敷地内禁煙です 全ての駐車場での喫煙もお断りしています

自転車置き場は自転車・バイクが置く場所となりますので駐車はご遠慮下さい

玄関前への停車は荷物を降ろす・体調不良の方の移動のためのスペースのため駐車はご遠慮下さい

館周りの路上駐車は通行の妨げとなりますのでお止め下さい

- | | | |
|------------------------------|----|----------------------------|
| 例) 館内を利用しないグループの駐車利用（待ち合わせ等） | ←× | 窓口で確認し申請・許可後、ちびっこ広場をご利用下さい |
| 駐車場に倉庫・テント・テーブル等を設置（イベント等） | ←△ | 市役所へ使用許可申請し許可を取る必要があります |
| 夜間利用で市民館前に止められなかったので路上駐車する | ←× | 道路沿い・北と駐車場・ちびっこ広場などご利用下さい |
| 大人数で旅行に行くので駐車場を貸してほしい | ←× | 窓口で確認し申請・許可後、ちびっこ広場をご利用下さい |

※市民館敷地内に倉庫をおく場合も市民協働推進課へ年に1度使用許可申請を提出し許可を取る必要があります

○ちびっこ広場を駐車場として利用する場合について **※広場は公園です 遊具の方へ車で乗り入れないで下さい**

必ず前もって市民館窓口で使用申請書を記入して提出して下さい

利用が複数団体の日もあるため出やすいよう隅から駐車して下さい

- | | | |
|-------------------------------|----|--|
| 例) ここでバスに乗り換えて大人数で出かけるので駐車したい | ←○ | 窓口でちびっこ広場使用申請を提出しご利用下さい |
| 体育館・運動場を利用するため人数が多いので1日借りたい | ←○ | 窓口でちびっこ広場使用申請を提出しご利用下さい |
| 1年分まとめて借りたい | ←△ | 1年を通して毎週利用等の特殊団体は自治会長の許可を取り3ヶ月申請できますが校区・学校行事などで利用不可の場合も出てきます |

※自治会・市民館行事については市民館運営委員会の判断で全駐車場等を利用することも可能とします

天伯校区市民館